

青森県後期高齢者医療保険料について

問 三戸町役場 健康推進課 ☎ 20-1153
青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821

令和 2・3 年度の保険料について

令和 2・3 年度の保険料算定のもととなる新しい保険料率が決まりました。保険料率は 2 年ごとに見直しをしていますが、医療費の増加や現役世代人口の減少が見込まれることに伴い引き上げられることとなりました。被保険者の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。

	平成 30・令和元年度		令和 2・3 年度
均等割額 (被保険者全員が納める額)	40,514 円	変更後	44,400 円
所得割額 (所得に応じて納める額)	7.41%		8.30%
賦課限度額	62 万円		64 万円



● 保険料の計算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{(被保険者全員が納める額)} \\ \hline 44,400 \text{ 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(所得に応じて納める額)} \\ \hline \text{基礎控除後の所得 (※) } \times 8.30\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額} \\ \text{(100 円未満は切捨て)} \\ \hline \end{array}$$

※基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（33 万円）を差し引いた額です。

令和 2 年度保険料の軽減措置について

① 所得が低い人の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられますが、次のとおり変わりました。

世帯の所得額の合計	軽減割合		世帯の所得額の合計	軽減割合
33 万円以下	8.5 割	変更後	33 万円以下	7.75 割
33 万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額 80 万円以下（その他の各種所得がない）	8 割		33 万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額 80 万円以下（その他の各種所得がない）	7 割
33 万円 + (28 万円 × 被保険者の数) 以下	5 割		33 万円 + (28.5 万円 × 被保険者の数) 以下	5 割
33 万円 + (51 万円 × 被保険者の数) 以下	2 割		33 万円 + (52 万円 × 被保険者の数) 以下	2 割

② 被用者保険の被扶養者であった人の軽減

◆ 後期高齢者医療に加入してから 2 年間は、均等割額が 5 割軽減されます。

◆ 所得割額の負担はありません。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

※元被扶養者であっても、世帯の所得が低い人は、より高い均等割の軽減（7.75 割軽減、7 割軽減）が受けられます。

③ 事故にあったとき（第三者行為による傷病届等について）

交通事故や、第三者（自分以外）の行為によるケガ・食中毒の場合など、被保険者証を使って治療を受けたときは、三戸町役場健康推進課へ届出してください。また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。